

第11回 全員協議会会議録

1 日 時 令和6年7月24日(水) 午後1時54分 開会

2 場 所 本会議場

3 出席委員 14名

議 長	小嶋正彰	議 員	渡部道宏
副 議 長	宮崎淳一	〃	阿部幸夫
議 員	島田竜史	〃	横尾祐子
〃	今田亜樹	〃	高田保則
〃	渡邊能成	〃	宮澤一照
〃	岩澤愛	〃	霜鳥榮之
〃	葭原利昌		
〃	堀田孝次		

4 欠席委員 1名(天野京子)

5 欠 員 1名(関根正明)

6 説明員 19名

市 長	城戸陽二	財 務 課 長	西 條 保
総 務 課 長	大野敏宏	公平委員会書記長	山 本 慎 二
企画政策課長	岡田豊		

7 事務局員 2名

事 務 局 長 横田晃悦

庶 務 係 長 霜鳥一貴

8 件 名

1) 妙高市公平委員会の新潟県市町村総合事務組合への加入(共同処理)について

○議長(小嶋正彰) ただいまより全員協議会を開催します。タブレットのサイドブックスのアプリをタップして、「市議会」フォルダの中の「全員協議会」のフォルダの中に本日の資料がありますのでご確認ください。

1) 妙高市公平委員会の新潟県市町村総合事務組合への加入(共同処理)について

○議長(小嶋正彰) 1) 妙高市公平委員会の新潟県市町村総合事務組合への加入(共同処理)について 報告を願います。山本公平委員会書記長。

○公平委員会書記長(山本慎二) それでは、妙高市公平委員会の新潟県市町村総合事務組合への加入(共同処理)について、ご説明を申し上げます。資料をご覧ください。まず1項目め、共同処理を行いたい理由でございます。

現在、妙高市公平委員会は、市単独で設置しており、3名の委員の方、元教員の方が2名、それから元市職員の方が1名で構成されております。公平委員会で処理する事務は、勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する審査要求、審査請求、職員の苦情処理、職員団体関係の事務となっております。公平委員会事務は専門性が必要であり、また内容も複雑かつ多様化してきていることから、当市においては、委員のなり手不足や審査ノウハウの不足などの、課題を抱えている現状がございます。今回、この公平委員会事務について、新潟県市町村総合事務組合の共同処理に加入することにより、職員の利益保護の観点から、より専門的、公平的な見地で処理できる体制を確保するとともに、委員の人材確保や事務の合理化など、行政運営の効率化を図りたいものです。2項目めについては、新潟県市町村総合事務組合括弧公平委員会事務の共同処理についてです。現在、新潟県市町村総合事務組合で行う公平委員会事務の共同処理に加入している団体は、13市、10町村、17一部事務組合の計40団体となっております。市単独処理事務と比較して、一定の処理実績を有しております。委員構成につきましては、弁護士1名、元県職員1名、民間の役員の方1名の3名から構成されており、事務局体制も充実していることから、専門性や公平性が確保された体制となっております。加入団体は、事務組合負担金を導入しており、妙高市が加入した場合の当市の負担金は、概算で年間約20万円程度の見込みでございます。続きまして、3項目めの共同処理、加入の年月日につきましては、令和7年4月1日からの加入を想定しております。最後に、4項目め、今後の主なスケジュールについてでございます。本日、全員協議会で議員の皆様方にご説明をさせていただきました後、9月議会におきまして、妙高市公平委員会設置条例の廃止ほか、関係条例の改正の議案を提案させていただく予定です。議会でご審議いただいた後、新潟県市町村総合事務組合に共同処理加入の申し出を行い、10月に規約変更事務及び協議依頼、これは、事務組合から、組合加入団体に対して、妙高市が公平委員会の共同処理事務に加入することについて協議を依頼するものでございます。その後、12月議会におきまして、事務組合変更の事務組合同規約変更の議案を提案、ご審議をいただいた後、議決書と協議書を事務組合に提出し、令和7年4月1日に、新潟県市町村総合事務組合の公平委員会事務の共同処理に加入という流れとなっております。なお、共同処理の加入に伴いまして、妙高市公平委員会は、令和7年4月1日をもって廃止、現公平委員会、公平委員さんは、失職されるということになります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小嶋正彰） ただいまの件について何かございますでしょうか。 渡部道宏議員

○渡部議員（渡部道宏） えっと。あの。公平委員会の担う事務というのは曲がりなりにも何となく理解してるんですが、あくまで公平委員会は、市役所の中であって、独立した組織だというふうな認識でおります。そしてその中に何担う仕事として先ほどもありましたが、職員からの苦情処理というのも、仕事の1つだったかと思うんですけども、その職員から苦情処理が今度その窓口的なものは今度どこへ行くのかなというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小嶋正彰） 山本公平委員会書記長

○公平委員会書記長（山本慎二） お答えさせていただきます。職員の苦情処理の窓口につきましても、今度、新潟県の市町村総合事務組合の方で、窓口を担うということになっておりますので、私らにしてみたら職員の皆さんが窓口を知らないということがないように、周知についてはですね、しっかりと、して周知をして参りたいというふうに考えております。

○議長（小嶋正彰） 渡辺道宏議員。

○渡部議員（渡部道宏） 新潟県の方で担っていただくんですけども、苦情があったときはその、そこまで行かなければいけないんでしょうかね。今まではね公平委員会がそこにあるんだってわかってるから同じ庁舎内で行ってこういうことがあったとすぐ告げられたんですけども、その遠くまでもしメールとか電話とかでしか相談できないん

でしょうか。マンツーマン、フェイストゥフェイスでは相談できないってことなんじゃないかな。

○議長（小嶋正彰） 山本公平委員会書記長。

○公平委員会書記長（山本慎二） はい。議員さんおっしゃる通り、身近にちょっと相談窓口がなくなるということはございますけれども、相談方法としましては、今言ったの電話相談が今、主に、されてるということで、それでメールの相談も受け付けていると、それからあと依頼書の相談も受け付けているということで、ただどうしても遠方とかになりますので、総合事務組合の方では今後例えばZOOMとか、そういったものを使った相談のほうも要望があれば、検討して参りたいということで事前にちょっと聞き取りを行っております。

○議長（小嶋正彰） 渡部道宏議員。

○渡部議員（渡部道宏議員） 相談、確かにねZOOMとが使ってっていうのはこれ、今の娑婆なのであるかと思うんですが、ただ苦情を申し立てるときって、やっぱりその職員がこう臨場感じゃないんですけど、こういうことがあってこういうことって、訴えたくていくと思うんですね、公平委員会に訴えることによって、職員の、何て言うんすかね。盛り上がった気持ちというんすかね、それがある程度抑えられて、こういう状況が今あるんですよと、冷静に伝えられるようになってくると思うんですけども、ZOOMではその臨場感というか思った気持ちがそのまま伝わらなかったり、職員の思っていることが的確に相手に伝わるとは思えないんですが、どんなものなんじゃないかな。そこら辺どう考えられます。

○議長（小嶋正彰） 山本公平委員会書記長。

○公平委員会書記長（山本慎二） はい。その点につきましても職員の皆様には、今後、公平委員会が妙高市単独ではなくなりますけれども、新潟県の市町村総合事務組合の方で、親切丁寧にですね、対応していただけるというふうに確認をさせてもらっておりますので、それをまず、し職員の皆様にはきちんと周知をしていくということと、あと総合事務組合の方に、その相談にもですね、件数ですとか、あと内容についてちょっと問い合わせたんですけども、委員さんおっしゃる通り身近でその臨場感というのものも、もちろんあると思いますけども、なかなか身近すぎて、なかなかちょっと相談でき、にくかったというような話もあったというふうに聞いております。その場合は、その外部組織なので、その分相談がちょっとしやすくなったというような、そういった声も多くあるということでしたので、いずれにしても職員の相談がスムーズにいくようにですね、相談窓口の周知をしっかりとやっていくことが重要だと考えておりますので、そのように対応して参りたいと考えております。

○議長（小嶋正彰） 渡辺道宏委員。

○渡部議員（渡部道宏） 最後なんですけど、今ほどおっしゃったように確かに身近すぎて相談できないってのを往々にしてあると思います。ただ、その相談機会を減らさないように、十分に努力していただいて、本来であればね、支部みたいな形でどなたかね先生教員の上がりの方1人ぐらいね、残しておいていただいてもいいのかなと思うんですが、それができないということになれば致し方ないんですけども、職員の、そのメンタルケアについてもやはりここが一番最先端の窓口になるかと思っておりますので、是非とも充実した運営をしていただければと思います。返答は結構です。

○議長（小嶋正彰） 今田亜樹議員。

○今田議員（今田亜樹） はい。よろしくお願ひします。今ほどの話で窓口も、新潟の方になるというのがわかったんですが、今現在ですね、正規の職員の方はもちろんなんですけど、会計年度任用職員さんも対象にはなると思うんですけども、現在の状況がどうなのかというのと、周知の方法、職員に周知すると言ったんですが、たくさんいる会計年度任用職員さんにどのように周知する予定なのかというのを教えていただければと思います。

○議長（小嶋正彰） 山本公平委員会書記長。

○公平委員会書記長（山本慎二） はい。まず現在までのそういう相談とかの状況なんですけれども、妙高市につきましては平成19年度にですね、不利益処分の審査請求が1件ございました。ただのちに審査請求人の方が取り下げるということで、取り下げられたということで、それ以降審査請求ですとか、措置要件の相談は相談今、今のところございません。それから職員の苦情相談につきましては、平成28年度に1件、それから令和2年度ですかね、1件があったということですが、それについても当初の相談の対応の中で、何でしょうかね、ご納得いただいたというようなところで、それ以降は相談がないということになっております。周知につきましては、令和4年の3月に総務省から、公平委員会事務のですね、その制度について幅広く周知するようにという通知がございまして、それを契機に当市においてはそのホームページと、それから、職員の共有書庫のWebにですね、そういったものをちょっと制度の概要を掲載させていただいておりますので、なかなかその会計年度任用職員さんがそのWebの書庫を見るという機会がなかなか難しいかとは思いますが、苦情相談のその窓口の周知は大切なことだと思いますので、また庁内各課とも連携しながら、そういった窓口の周知を行って参りたいと思いますし、それから今後総合事務組合に事務の方は移管させられますけれどもされる予定ですが、そういった窓口の周知についてはですね、しっかり、積極的に行って参りたいと考えております。

○議長（小嶋正彰） 今崎議員。

○今田議員（今田亜樹） はい。ぜひよろしくをお願いします。苦情処理だけではなくて、やはり会計年度任用職員の場合には、勤務条件に関してだとか、いろいろとよくわからずに困っている方っていうのが結構いらっしゃるのかなというふうに思います。そういった場合に誰に相談していいのかわからなくて、そもそも公平委員会は何っていうのも、そもそも知らないというのもあると思いますので、ホームページも見ないとやっぱりわからなかったりするので、例えば採用のときだとか、何らかの形でこういった窓口というか方法があるよというものがわかると、皆さん働きやすい職場になるという環境が整えられる1つになるのかなと思いますので、ぜひその辺はお願いしたいと思います。

○議長（小嶋正彰） 他にございませんでしょうか。よろしいですか。はい。以上で、全員協議会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後2時07分